

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第56号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1の2中 「

業として行う映画撮影			6,860
------------	--	--	-------

」を

「

業として行う映画撮影			6,860
電源（岡崎公園のみ）	1箇所	4時間	100

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

（準備行為）

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）